

◇町集団検診

健診等	該当者	主な内容
国保特定健診	40歳～74歳までの町国保加入者	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査
特定保健指導	該当者にお知らせします	保健師・管理栄養士による特定健診後の保健指導
ヘルスケア健診	20歳～39歳までの方	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査
成人歯科健診	20歳以上の方	歯科診察、歯科相談
肝炎検査	20歳以上で受けたことのない方	血液検査（B型肝炎、C型肝炎）
後期高齢者健診（※）	75歳以上の方	身体測定、血圧、診察、尿検査、血液検査、心電図

がん検診等	該当者	主な内容
胃検診	50歳～74歳の男性・女性	胃×線撮影(バリウム検査)
大腸がん検診	40歳以上の男性・女性	便潜血反応検査（2日間）
肺がん検診	40歳以上の男性・女性	ヘリカルCT撮影
子宮頸がん検診	20歳～79歳の女性	子宮頸部細胞検査
乳房検診(マンモグラフィ)	40歳～79歳の女性	マンモグラフィ撮影
乳房検診(超音波検診)	30歳～79歳の女性	超音波検査
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査
結核検診	65歳以上の男性・女性	胸部×線撮影

- ・詳しい検診日程等は、保健衛生係（52-2825）にお問い合わせください。
※後期高齢者健診については、福祉係（52-5550）にお問い合わせください。
- ・健康に関する相談に保健師・管理栄養士が随時応じます。
- ・健康相談日(月1回)があります。
※補助制度についての詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

◇その他助成事業

- * 人間ドック助成事業
- * 高齢者インフルエンザ助成
- * 高齢者肺炎球菌予防接種助成

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



●障がい者福祉

障がいがある方のために、さまざまな福祉制度があります。障がいの内容、等級、所得状況によっては対象とならない場合もありますので、事前に福祉係にご相談ください。

◇手帳交付の申請を受け付けます

障がいのある方が各種制度を利用するのに必要な手帳【身体障害者手帳、療育手帳(知的障がい)、精神障害者保健福祉手帳】障がいの内容・程度によって、各種割引(高速道路・有料道路の通行料金、公共交通機関運賃、携帯電話使用料など)や、税金・自動車税が控除・減免となる場合もあります。

◇手当制度

*特別児童扶養手当の支給

精神または身体に障がいのある満20歳未満の在宅の児童を養育している方に対し、長野県から支給されます。

*特別障害者手帳・障害児福祉手当の支給

日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)に対し、長野県から支給されます。

◇医療

*自立支援医療による医療費の給付

身体の障がいの除去や程度を軽くするために必要な医療(18歳未満は育成医療、18歳以上は更生医療)と、精神疾患による通院治療(精神通院医療)を対象とし、自己支払費用分の一部を公費で負担します。

◇一時的な介護

障がい者(児)が家庭において介護を受ける事ができず、一時的に介護を必要とする場合に、介護または保護をします。

◇障害福祉サービス・児童福祉法サービス

障がい者や難病患者が地域で自立した生活ができるよう、障がい種別に関係なく必要と考えられるさまざまなサービスを受けられる制度です。相談に応じて、サービス利用の計画を立て、支給を行います。

◇補助・助成制度

*補装具の給付

身体障がい者の失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための補装具(補聴器、車イス、義肢装具など)の購入・修理費の一部を助成します。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

*日常生活用具の給付

重度身体障がい者に対し、障がい内容に応じた日常生活用具の購入費を助成します。(自己負担額は、課税状況により異なります。)

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

*手話通訳者派遣

聴覚および音声・言語障がい者に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

*NHK受信料の減免

障がい内容に応じ、障がい者を対象とした減免があります。

*軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

18歳未満の身体障がい者手帳交付対象外児童で、医師が補聴器が必要と認めたる者

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

*障害者自動車運転免許取得及び自動車改造費助成

障害者手帳所持者に対し、助成します。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

*タクシー利用料金の助成(高齢者等交通費助成事業)

交通手段を持たない身体障害者手帳1~3級の方がタクシーを利用した場合、費用の一部を助成します。

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

*移送サービス(詳細は後出、高齢者福祉ページ参照)

*配食サービス(詳細は後出、高齢者福祉ページ参照)

●福祉医療費給付事業

乳幼児・児童、心身障がい者、母子・父子家庭における療養費の一部を支給することにより健康の向上と福祉の増進を図る制度です。

受給資格

・乳幼児・児童

0~18歳(年齢到達年度末まで)の方、所得制限なし

・障がい者

①特別児童扶養手当1, 2級

②身体障害者手帳 1~3級

③療育手帳A1、A2、B1、B2

④精神保健福祉手帳1~3級

⑤障害年金1~3級

⑥特定医療費受給者

の方が対象になりますが、②③④の児童(18歳到達年度末まで)は所得制限なし、その他は所得制限等があります。

・母子・父子家庭等

児童(18歳到達年度末まで)とその父母が対象になりますが、所得制限があります。

※事業内容は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



●高齡者福祉

◇在宅福祉サービス

上松町に居住する高齢者及び障がい者ならびにその家族等に対し、各種サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保をするとともに生きがいや健康づくり活動の支援を行います。

*軽度生活援助サービス

内容：軽易な日常生活上の援助(外出支援、食事支援、安否確認、家事援助など)

対象者：概ね65歳以上の高齢者

利用料：30分 100円

実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会(52-3560)
NPO法人おてつだいネットワーク木曾(52-2433)
NPO法人福祉ネットワーク木曾(050-2006-2377)

*生きがい活動支援通所サービス

内容：日常生活動作訓練や趣味活動等、各種講座をこまくさ、おぎ、地区集会所で開催

対象者：概ね60歳以上の高齢者

利用料：2時間100円/回 4時間200円/回 他材料費

実施者：NPO法人おてつだいネットワーク木曾(52-2433)
NPO法人福祉ネットワーク木曾(050-2006-2377)

*移送サービス

内容：公共交通機関(電車、バス、タクシー等)が利用困難な者について福祉車両により外出の支援を行う

対象者：次のいずれかに該当する者の中で介助なしに移動が困難な者

- ・身体障害者福祉法に規定される身体障がい者
- ・介護保険法による要介護認定を受けている者
- ・その他下肢が不自由など障がいを有する者(上松町社会福祉協議会に登録が必要)

利用料：400円～4,000円(一般、低所得、透析患者、移動地域ごとで異なります。)

実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会(52-3560)

*配食サービス

内容：栄養のバランスのとれた昼食及び夕食を提供するとともに安否確認を行う

対象者：調理が困難な高齢者、障がい者等

利用料：

【まごころ弁当】(火曜日・金曜日の昼食)

- ・お弁当410円、おかずのみ360円

【宅配弁当サービス結】(月曜～金曜日の昼食と夕食)

- ・お弁当450円、おかずのみ400円(税別)
- ・夕食 550円、おかずのみ500円(税別)

※特別食は上記に+50円がかかります。

実施者：社会福祉法人上松町社会福祉協議会(52-3560)

*緊急通報体制整備事業

内容：緊急通報装置の設置により不安を抱える高齢者の急病、災害等において迅速な対応を図る

対象者：概ね65歳以上の高齢者

利用料：500円/月

実施者：ALSOKあんしんケアサポート(株)

◇その他

*生活支援ハウス運営事業

内容：介護支援機能、居住機能及び交流機能を提供し、高齢者が安心して生活ができるように支援

2人用1部屋 1人用4部屋

対象者：60歳以上の一人暮らし又は夫婦のみの世帯

利用料：0～50,000円/月(収入状況等により決定)

◇補助・助成制度

*補聴器購入費用助成事業

聴力の低下を補うため補聴器を購入した場合に費用の一部を助成。

*介護機器貸出及び購入・貸与費用助成事業

介護保険では対応していない介護機器の貸与費・購入費の一部を助成

*家族介護用品の支給事業

オムツやペースト食など介護用品の購入費を助成

*高齢者等交通費(タクシー)助成事業

タクシーを利用した場合に費用の一部を助成

*上松町運転免許証自主返納支援事業

運転免許証の自主返納をされた方に、タクシー券又はe-カエルポイントを給付

*特殊詐欺防止装置購入費補助金交付事業

特殊詐欺、迷惑電話対策機能を有する装置の購入した場合費用の一部を助成。

*高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業

段差解消や手すり設置等の改修を行う場合に助成

※補助制度の詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



●地域支援事業

介護保険法の規定に基づき、上松町の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも自立した生活ができるように介護予防事業、一般予防事業により支援しています。

◇介護予防事業***運動教室**

＜筋力アップ教室＞

内 容：膝や腰の痛みに配慮しながら筋力低下予防や体力向上を目的とした運動、ストレッチ等を実施。必要な方は送迎します。

対象者：事業対象者、要支援1, 2の方

利用料：200円/回

***脳はつらつ教室**

内 容：軽運動やレクリエーションなどを通じて認知の予防をしましょう。必要な方は送迎します。

対象者：認知症を予防したい方、物忘れなどが気になる方等。

利用料：100円/回

***高齢者訪問指導**

内 容：歯科衛生士、栄養士、保健師等による健康や歯科に関する相談に伺います。

対象者：健康について相談したい方

利用料：無料

***生活管理短期宿泊事業**

内 容：養護老人ホームに一時的に入所し、日常生活での基本的な生活習慣等の支援・指導を行い、要介護状態にならないように予防します。

対象者：日常生活において一時的に支援が必要な方

利用料：2,000円/日

◇一般予防事業***地区健康教室**

内 容：保健師、栄養士等が地区の集会所において料理教室や健康指導を行います。(年1回)

対象者：中・高齢者

利用料：400円/回

***運動教室**

＜脳を元気にする楽しい運動教室＞

内 容：健康づくりのための筋力アップや転倒予防のための健康体操を行います。町内を送迎車が巡回します。

対象者：概ね65歳以上の方

ゆうゆうクラブに入会が必要です。

利用料：ゆうゆうクラブの入会で利用料は無料です。

＜上松運動教室＞

内 容：転倒予防や体力向上を目的としてストレッチ、軽運動、健康体操など実施。必要な方は送迎します。

対象者：概ね65歳以上の方

利用料：150円/回

***健康教育事業**

内 容：こまくさ、おぎ、地区集会所等において生活習慣病や介護予防に関する健康教室を行います。

対象者：どなたでもご参加いただけます。

利用料：100円/回

***赤沢運動教室**

内 容：日本三大美林のひとつ「赤沢自然休養林」でノルディックポール等を使ったウォーキング教室

対象者：シニアクラブ加入者

利用料：100円/回

***安否確認**

内 容：宅配弁当をお届けするときに関係機関と連携し、配達員がお元気かどうか週2回程度確認

対象者：概ね65歳以上の者で安否確認が必要な者

利用料：無料 弁当代別途

***地区サロン**

内 容：社会福祉協議会では、各地区の集会所で体操やお茶会、趣味活動などのサロン活動の支援を行っています。自分たちの地域でも行いたい場合はご相談ください。

※事業の利用についての問い合わせ・ご相談は、上松町地域包括支援センター（住民福祉課福祉係）までお願いします。0264-52-5550

●介護保険

誰もが介護が必要になっても安心して、自分らしく生活できる暮らしを望んでいます。

高齢化が進み、家族だけで介護することは難しくなっています。そこで、こうした介護という問題をお互いに助け合い社会全体で支えあうためにつくられた制度です。介護保険は福祉・医療・保健のサービスを総合的に利用することができます。

◇介護保険制度のあらまし

被保険者(加入者) 40歳以上の人

*サービスが受けられる人

- ・65歳以上の方(第1号被保険者) 常に介護を必要とする状態(要介護状態)や、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合にサービスが受けられます
- ・40歳から64歳までの方(第2号被保険者) 初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

地域包括支援センター(上松町役場 1階)

住み慣れた地域でその人らしく生活を送れるよう、保健、介護、福祉、医療の各分野で連携し、支援を行うための総合相談窓口です。生活の困りごとや、介護に関すること等、お気軽にご相談ください。

電話：0264-52-5550

◇介護サービスを受けるまでの手続きの流れ

- (1)申請します 介護や支援が必要になったら住民福祉課福祉係へ申請します。
- (2)訪問調査を受けます 町の職員が訪問調査を行い、身体機能や日常生活動作や医療に関することについて調査票に記入します。
- (3)主治医意見書 町からかかりつけの医師に意見書を依頼します。
- (4)一次判定 主治医意見書、訪問調査の結果をコンピュータにかけた結果が一次判定結果になります。
- (5)介護認定審査会による審査判定 保険、医療、福祉の専門家が「一次判定結果」「訪問調査のとき記入した特別事項」「主治医意見書」をもとにどのくらい介護が必要か判定します。認定有効期間終了時には見直しがあります。なお、有効期間は状態等により6ヶ月から2年間です。
- (6)要介護認定 申請から原則30日以内に文書で認定結果が通知されます。
- (7)ケアプランの作成 認定を受けた方は、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼し、居宅介護支援事業所からケアマネジャーが訪問し、本人や家族の希望を聞きながら利用限度額に応じてケアプランを作成します。ケアマネジャーはサービス事業者との連絡調整も行います。
- (8)サービスを利用する サービス計画にそって介護サービスを利用します。利用料は、所得に応じて1割～3割が自己負担になります。



●社会福祉施設

高齢者などの介護予防や生きがい対策の推進及び、自身の健康保持、生活の安定、福祉の向上と推進を図るため各種施設が整備されています。

◇いきいき広場こまくさ

高齢者向けの趣味活動や講座を開催しています。当番者がいますので、バスの待ち時間やお話など気軽にお越しください。

申込書の提出により会議や行事などにご利用いただけます。空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

開館時間 平日 9時～16時
休館日 土・日・祝日・お盆・年末年始
利用料 1時間 500円
30分を超えた場合は切り上げ
暖房を使用したときは30%の加算
連絡先 52-2433

◇ふれあい交流広場おぎ

高齢者向けの趣味活動や講座を開催しています。当番者がいますので、バスの待ち時間やお話など気軽にお越しください。

申込書の提出により会議や行事などにご利用いただけます。空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

開館時間 平日 9時～16時
休館日 月・水・土・日・祝日・お盆・年末年始
利用料 1時間 500円
30分を超えた場合は切り上げ
暖房を使用したときは30%の加算
連絡先 **52-2433 (いきいき広場こまくさ)

◇老人憩いの家

申込書の提出により会議や行事などにご利用いただけます。空き状況など事前にお問い合わせ下さい。

利用料 1時間 500円
30分を超えた場合は切り上げ
暖房を使用したときは30%の加算
連絡先 52-5550 (住民福祉課 福祉係)

◇ひのきの里総合福祉センター

(健康増進センター向い)

福祉に関する団体の事務所や高齢者の生活を支援するための居住スペースとして生活支援ハウス等があります。

開館時間 平日 8時30分～17時15分
休館日 土・日・祝日・年末年始
2階 上松町社会福祉協議会(電話:52-3560)
木曾障がい者総合支援センター
(電話:52-2494)
1階 上松町生活支援ハウス

◇上松町陶芸センター

上松町陶芸クラブの方が陶芸活動をしています。活動を希望される方はお問合せ下さい。
連絡先 52-5550 (住民福祉課 福祉係)

